

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年9月5日（火） 10：02～10：09

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）
齋 藤 健 国務大臣（法務大臣）
鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
永 岡 桂 子 国務大臣（文部科学大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（厚生労働大臣）
野 村 哲 郎 国務大臣（農林水産大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
西 村 明 宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
浜 田 靖 一 国務大臣（防衛大臣）
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）
渡 辺 博 道 国務大臣（復興大臣）
谷 公 一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
小 倉 將 信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
後 藤 茂 之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：林 芳 正 国務大臣（外務大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
岡 田 直 樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：木 原 誠 二 内閣官房副長官
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 人事 2件
- 配布 3件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、水産物の新たな需給構造の構築を支援するために必要な経費として、約207億円を一般会計予備費から使用するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、岸田内閣総理大臣が、東南アジア諸国連合関連首脳会議出席等のため、本日から11日まで、永岡文部科学大臣が、日中韓文化大臣会合出席等のため、明日から8日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、小野誠外86名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「教育未来創造会議第2次提言の工程表」及び「家計調査報告」があります。後程、「教育未来創造会議第2次提言の工程表」につきましては文部科学大臣から、「家計調査報告」につきましては、総務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をインドとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ムンバイーアーメダバード間高速鉄道建設計画」外1件に、約4,153億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、文部科学大臣。

○永岡国務大臣：今般、教育未来創造会議の「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第2次提言）」について、工程表を取りまとめました。関係閣僚の御尽力に感謝申し上げます。本工程表は、当面の取組、中期的な取組及び長期的な取組に分けて、第2次提言の政策実施プロセスを明らかにするものです。第2次提言の本工程表に基づく着実な実行に向け、引き続き関係閣僚の御理解・格段の御協力をお願い申し上げます。

○松野国務大臣：次に、総務大臣。

○松本国務大臣：本日、家計調査結果を公表いたしました。2人以上の世帯の7月の消費支出は、外出した人の増加を背景に、外食、交通、教養娯楽サービスで支出が増加しているものの、食料や住居など幅広い分野で減少が見られ、1年前に比べ実質5.0パーセントの減少となっております。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：永岡大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理については、小倉大臣を文部科学大臣の代理とすることといたします。なお、私も、本日から11日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、松野内閣官房長官となりますので御了知願います。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。法務大臣から御発言がございます。

○齋藤国務大臣：いわゆるオウム真理教と同一性を有する「A l e p h」について、9月4日、公安審査委員会は、再発防止処分の決定を行いました。同決定により、当該団体は、9月21日から6か月間、当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物の全部又は一部の使用が禁止され、また、金品その他の財産上の利益の贈与を受けることが禁止されます。公安調査庁においては、関係機関の協力を得ながら、引き続き、再発防止処分の実効性の確保を図りつつ、当該団体の活動実態の把握に努めるとともに、公共の安全を確保し、国民の皆様方の不安感の解消・緩和に寄与してまいります。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

件名外案件

〔令和5年〕
〔9月5日〕 (火)

◎一般案件

資料なし ○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の2の書簡の交換について(決定)(外務省)

[○署名あり ☆署名なし]